

# **「道路デザイン指針(案)」及び「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」**

## **改定の背景と方向性**

---

**平成29年度 第2回新道路研究会**

**道路局 環境安全課 課長補佐 服部 洋佑**

## 道路のデザイン～道路デザイン指針(案)とその解説～

### 1. 経緯

- ・H16.3～H17.2  
「道路デザイン指針(仮称)検討委員会」において検討  
(委員長:天野光一 日本大学理工学部教授)
- ・H17.4  
「「道路デザイン指針(案)」について」(道路環境調査室長通知)発出
- ・H17.7  
「道路のデザイン～道路デザイン指針(案)とその解説～」刊行

### 2. 構成

#### 原論編

- 第1章 思想
- 第2章 知識
- 第3章 技術
- 第4章 実践のイメージ

**【目的】**  
安全、円滑、快適に加えて、  
景観面での美しさを備えた  
道路の整備に関する  
一般的技術的指針を定め、  
その合理的な構想・計画、  
設計・施工、管理に資する



#### 実践編

##### 指針(案)の目的

##### 第1章 道路デザインの目的と方向性

- 1-1 道路デザインとは
- 1-2 道路デザインの目的と対象
- 1-3 道路デザインの方向性

##### 第2章 道路デザインの進め方

- 2-1 道路デザインの心得
- 2-2 道路デザインの手順
- 2-3 道路デザインの表現方法

##### 第3章 地域特性による道路デザインの留意点

- 3-1 山間地域における道路デザイン
- 3-2 丘陵・高原地域における道路デザイン
- 3-3 水辺における道路デザイン
- 3-4 田園地域における道路デザイン
- 3-5 都市近郊地域における道路デザイン
- 3-6 市街地における道路デザイン

##### 第4章 構想・計画時のデザイン

- 4-1 道路デザイン方針の設定
- 4-2 構想・計画時における道路デザインの重要性
- 4-3 地方部の道路の計画
- 4-4 市街地の道路の計画
- 4-5 現道拡幅の際の考え方
- 4-6 他事業との連携

## 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン

### 1. 経緯

- ・H15.5～H15.9  
「景観に配慮した防護柵推進検討委員会」において検討
- ・H16.3 (委員長:天野光一 日本大学理工学部教授)  
「防護柵の設置基準の改定に関する留意事項について」(事務連絡)  
発出 ※「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」のとりまとめについて周知
- ・H16.5  
「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」刊行

### 2. 構成

#### 1. ガイドラインの概要

- 1-1 ガイドラインの目的と役割
- 1-2 適用する道路と防護柵の種類
- 1-3 ガイドラインの構成

#### 2. 道路の景観と防護柵に係る課題

- 2-1 沿道の特性と道路の景観
- 2-2 道路敷地内からの景観(内部景観)と敷地外からの景観(外部景観)
- 2-3 防護柵の課題

#### 3. 景観的配慮の基本理念

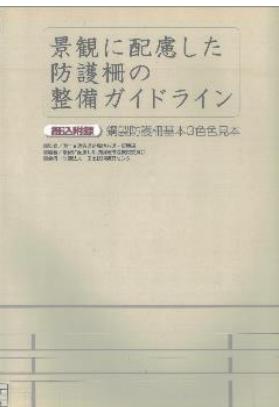
#### 4. 景観に配慮した防護柵整備にあたっての留意事項

- 4-1 防護柵設置の判断と対応
- 4-2 形状
- 4-3 色彩
- 4-4 防護柵の統一と他施設との調和
- 4-5 視線誘導への配慮
- 4-6 コストと維持管理
- 4-7 その他

#### 5. 景観的な配慮が特に必要な地域・道路

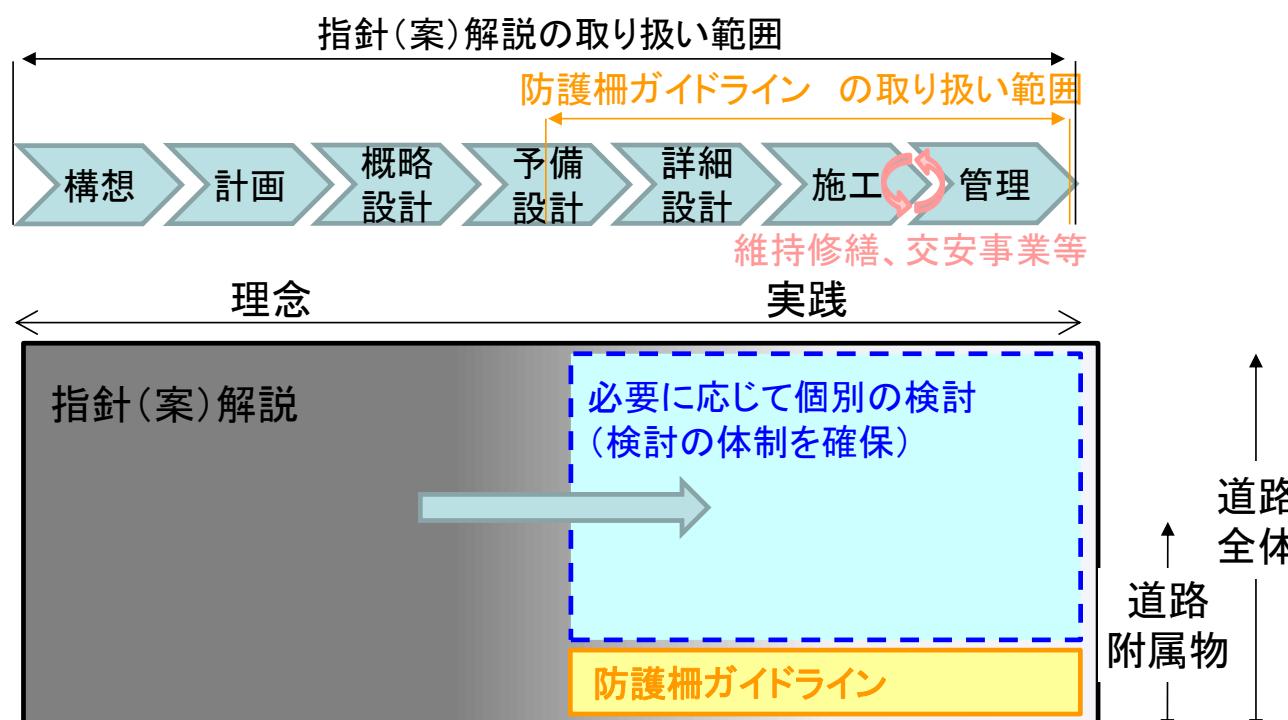
#### 6. 景観に配慮した防護柵整備の進め方

- 6-1 防護柵に係るマスタープランの策定
- 6-2 マスタープランに基づく防護柵の選定
- 6-3 地域意見のとりまとめ
- 6-4 事後評価の実施

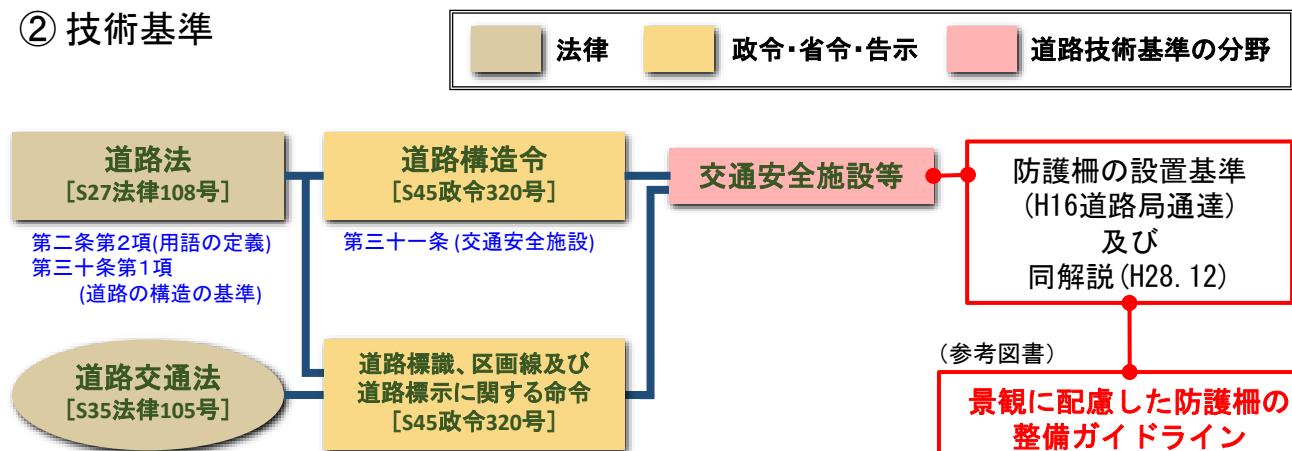


# 1. 「道路デザイン指針（案）」、同解説及び「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」の位置付け

## （1）取り扱い範囲



## ② 技術基準



※上図は国土交通省資料を参考に作成

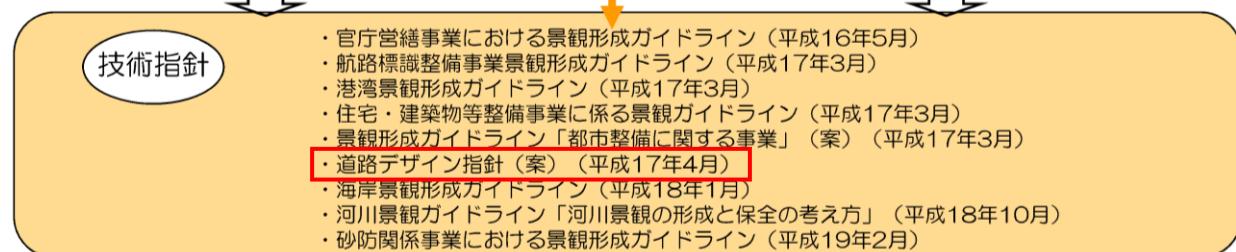
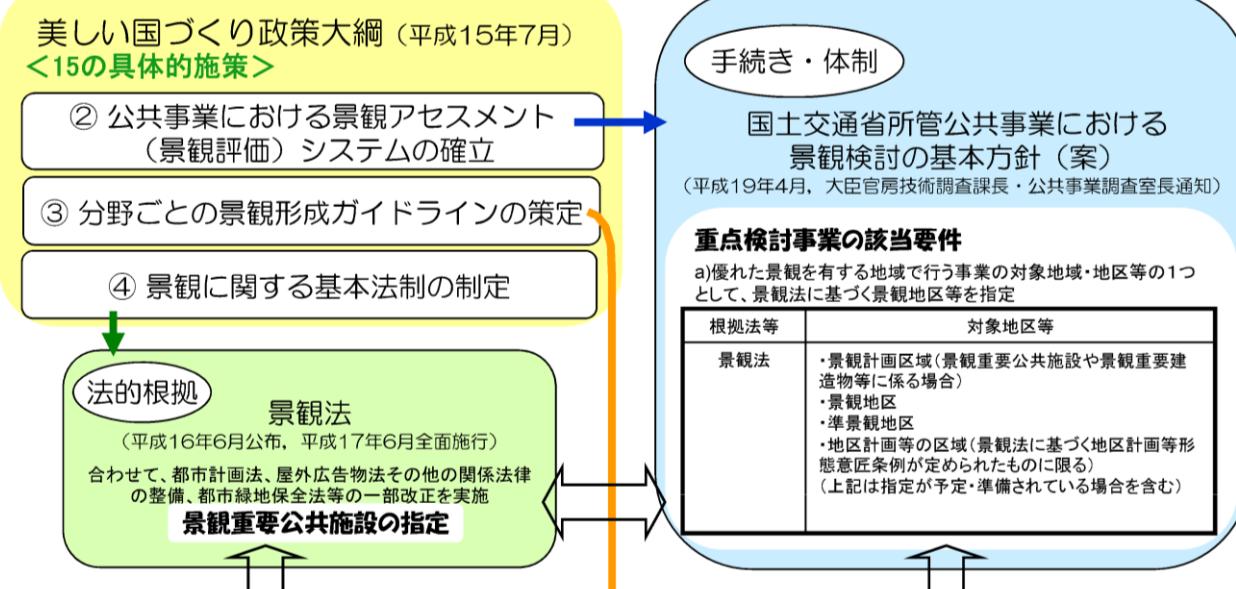
## ③ 共通仕様書(主要技術基準及び参考図書)

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
113	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	H27.3
124	道路のデザイン 道路デザイン指針（案）とその解説	道路環境研究所	H17.7
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...

※国土交通省土木設計業務等共通仕様書(案)平成28年度版「第1編共通編」を参考に作成

## （2）位置付け

### ① 景観検討システムの体系



※出典：国土交通省資料

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合には、監督職員の**承諾**を得なければならない。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

日本道路協会 道路維持修繕要綱

(昭和53年7月)

国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（平成16年5月）

※国土交通省土木工事共通仕様書(案)平成28年度版「第10編道路編第14章道路維持」を参考に作成

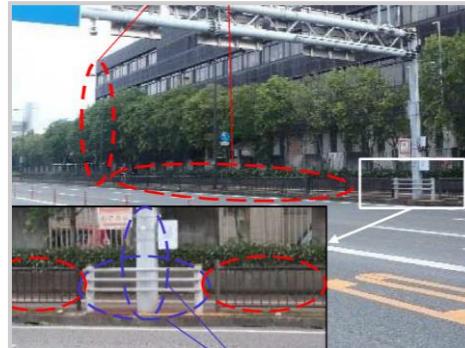
## 2. 道路のデザインに関する課題 ①

作成から10年以上が経過し、道路景観の改善が進んでいるものの、防護柵以外の道路附属物等について適用するガイドラインがないこと等により、以下の課題が残る。

### 1. 近年の道路景観に関する動向やニーズ、課題を踏まえた記載内容の充実

- ・機会が増えている道路空間のリノベーション(再配分や沿道との一体整備等)、維持管理や災害復旧に関する記載の充実
- ・暫定供用時、施工時の留意事項等の充実
- ・作成後に成立した歴史まちづくり法(平成20年5月)、無電柱化法(平成28年12月)等の最新の法体系の動向を踏まえた記載の充実

### 2. 防護柵以外の道路附属物等を対象としたガイドラインがない



事例: 道路附属物等の間の不調和が発生

### 3. 不必要な施設の配置



事例: 植樹帯と防護柵の併設(防護柵は不要)



事例: 道路附属物等の乱立

### 4. 周辺景観との不調和



事例: 色彩の彩度が高く、周辺景観から浮き立った印象の防護柵

### 5. 近接する道路管理者間での調整不足



事例: 防護柵の連続性の欠如

### 6. 暫定供用箇所における配慮不足



事例: 仮設物は景観阻害要因となり得る

### 7. 指針(案)解説やガイドラインが事業プロセスへ取り込まれていない

- ・道路管理者や建設工事業者、コンサルタント等への周知や適用が不十分

#### ■参考: 好事例



事例: 松山ロープウェイ通り(愛媛県)



事例: 国道45号(岩手県山田町)

「道路デザイン指針(案)」、同解説及び「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」の改定及び周知が必要

## 2. 道路のデザインに関する課題 ②

### ■道路政策の方向性

#### 無電柱化と併せた良好な景観形成のあり方

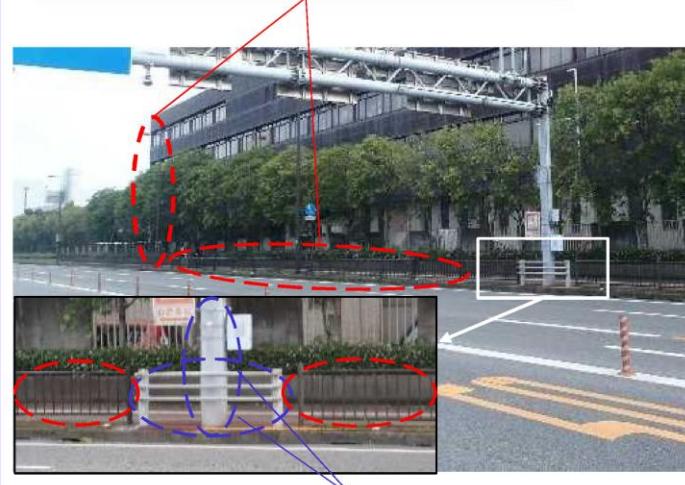
- 無電柱化後も、道路附属物等を無電柱化前のまま復旧することにより、色彩やデザインが十分調和していない場合があるなど、工夫の余地がある  
⇒ 道路は地域の顔となる空間。観光先進国の推進の観点から、無電柱化を含め各種事業を行う際に、道路空間全体の景観を向上させる仕組が必要ではないか

##### 〔現状と課題〕

- 無電柱化等の各種事業を実施した後において、道路附属物等の色彩やデザインが十分調和していない場合がある

##### 【色彩やデザインが十分調和していない事例】

照明柱・防護柵はダークブラウンで統一



大型門型標識及びその部分の防護柵はメッキ

##### 【色彩やデザインの調和がとれている事例】

照明灯、信号機、地上機器の色彩を統一



▲日光市石屋町の事例

▲北海道北見市の事例

12

#### 道路分科会 建議骨子案

##### IV 道路施策の具体的提案

###### 3. 防災に強い安全性・信頼性の高い道路へ

###### (3) 無電柱化の推進

- ・無電柱化等と合わせ、道路空間全体の景観を向上させる取組を促進すべきである。

###### 8. ニーズに応じた道路空間の利活用

###### (3) 民間団体等との連携による価値・魅力の向上

- ・快適な道路空間の確保、良好な景観形成等の観点から、道路附属物等の配置(集約化・撤去等)、形状、色彩等への配慮によるスマートな道路空間の形成を促進すべきである。

※出典：社会资本整備審議会第57回基本政策部会(H28.11)配付資料

※出典：社会资本整備審議会第63回基本政策部会(H29.6)配付資料から抜粋

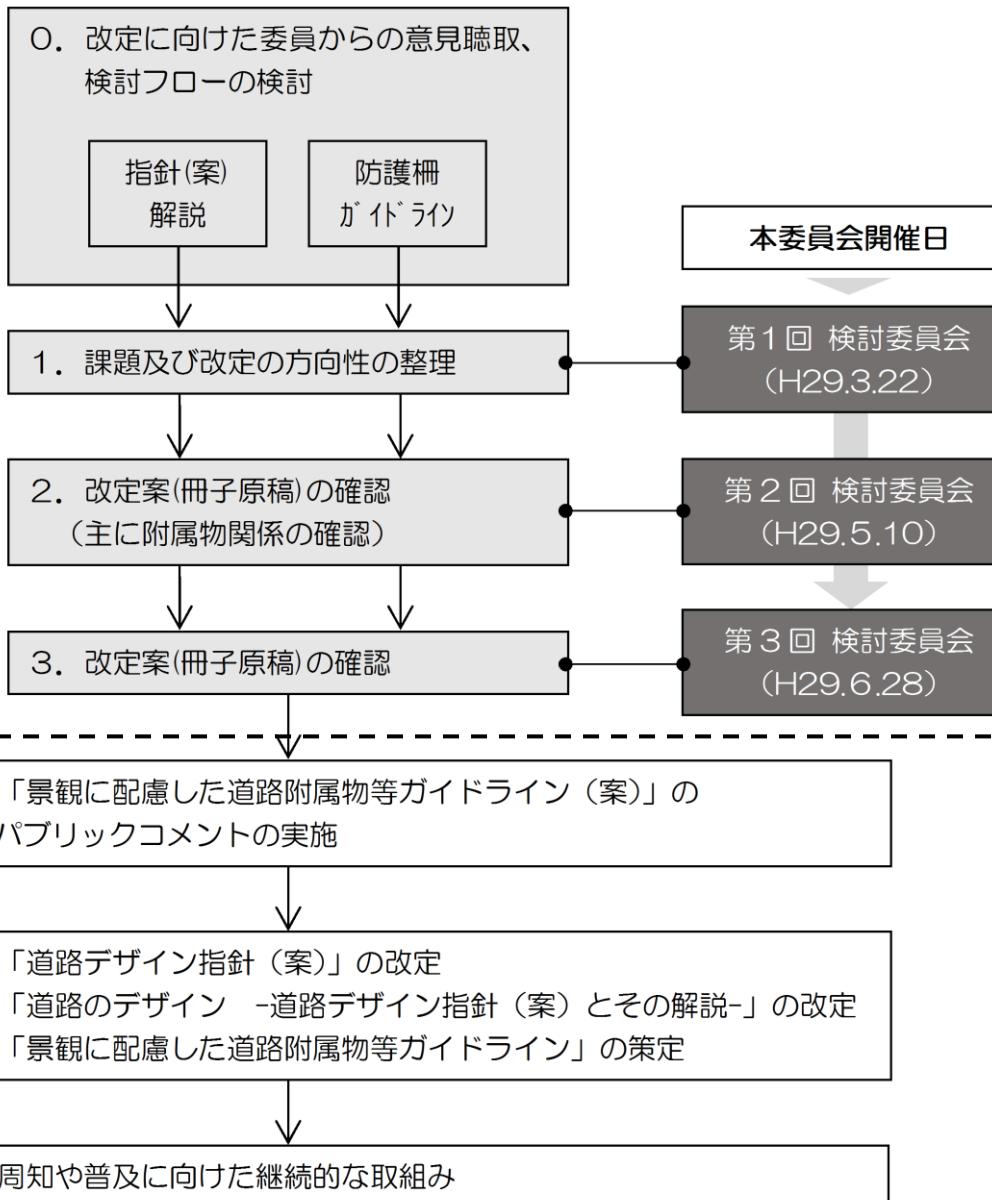
### 3. 改定に向けた検討

「道路のデザインに関する検討委員会」(委員長:天野光一日本大学理工学部教授)を設置し、内容の更新や充実が必要な部分についての見直しを検討。

#### 道路のデザインに関する検討委員会

##### 【検討フロー、スケジュール】

##### 委員名簿



◎天野 光一	日本大学 理工学部 教授
池邊このみ	千葉大学大学院 園芸学研究科 教授
佐々木 葉	早稲田大学 創造理工学部 教授
真田 純子	東京工業大学 環境・社会理工学院 准教授
平野 勝也	東北大学 災害科学国際研究所 情報管理・社会連携部門 准教授
福多 佳子	中島龍興照明デザイン研究所 取締役
吉田 慎悟	武蔵野美術大学 基礎デザイン学科 教授
松島 進	東京都 建設局 道路管理部 安全施設課長
松井 三千夫	静岡県 交通基盤部 道路局 道路保全課長
西尾 一郎	名古屋市 緑政土木局 参事
川崎 茂信	国土交通省 道路局 国道・防災課長
森山 誠二	国土交通省 道路局 環境安全課長
井上 隆司	国土交通省 国土技術政策総合研究所 道路交通研究部 道路環境研究室長

◎ : 委員長

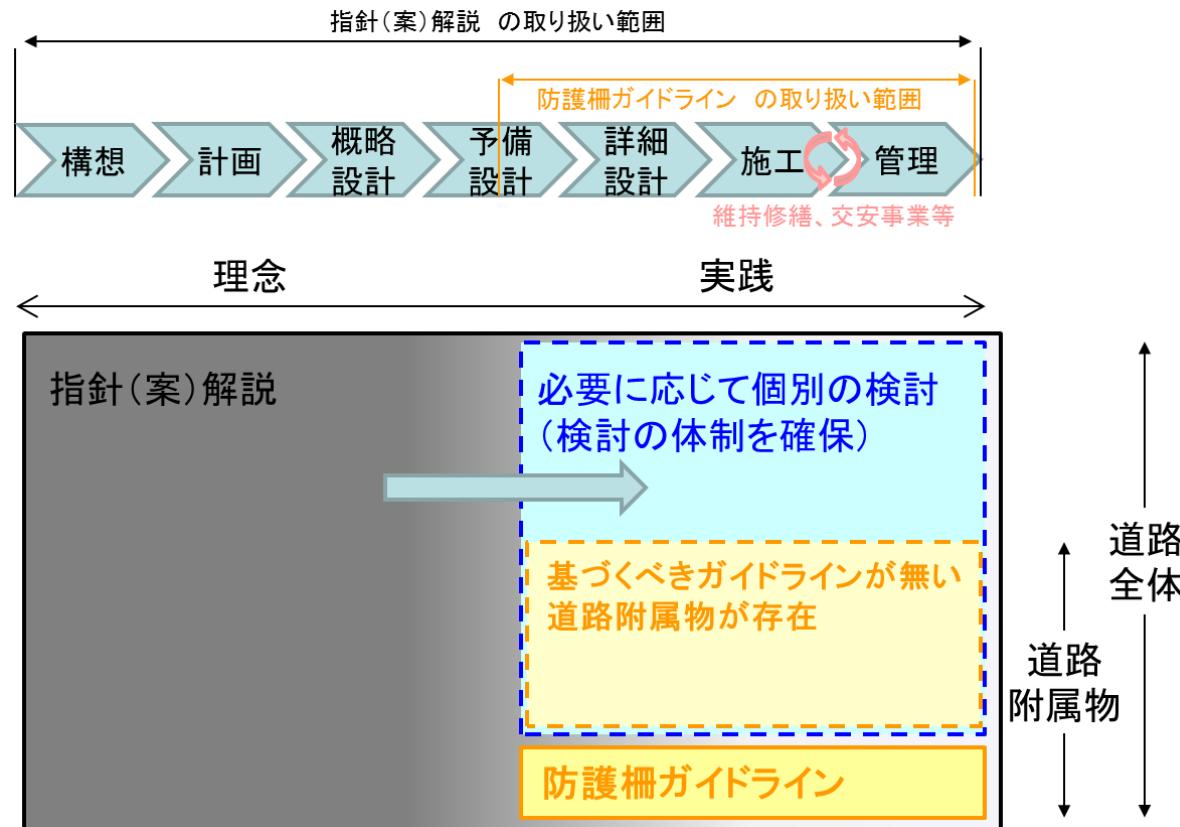
(敬称略)

(順不同)

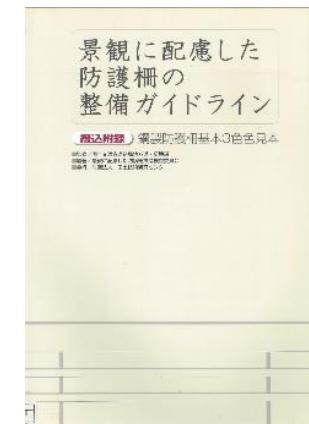
## 4. 改定イメージ

「防護柵ガイドライン」は防護柵以外の道路附属物(歩道橋、照明柱、道路標識柱等)の内容を追加すると共に、「指針(案)解説」は作成後の経過を踏まえて改めて取りまとめ、改定後はそれぞれが補完して活用されることを目指す。

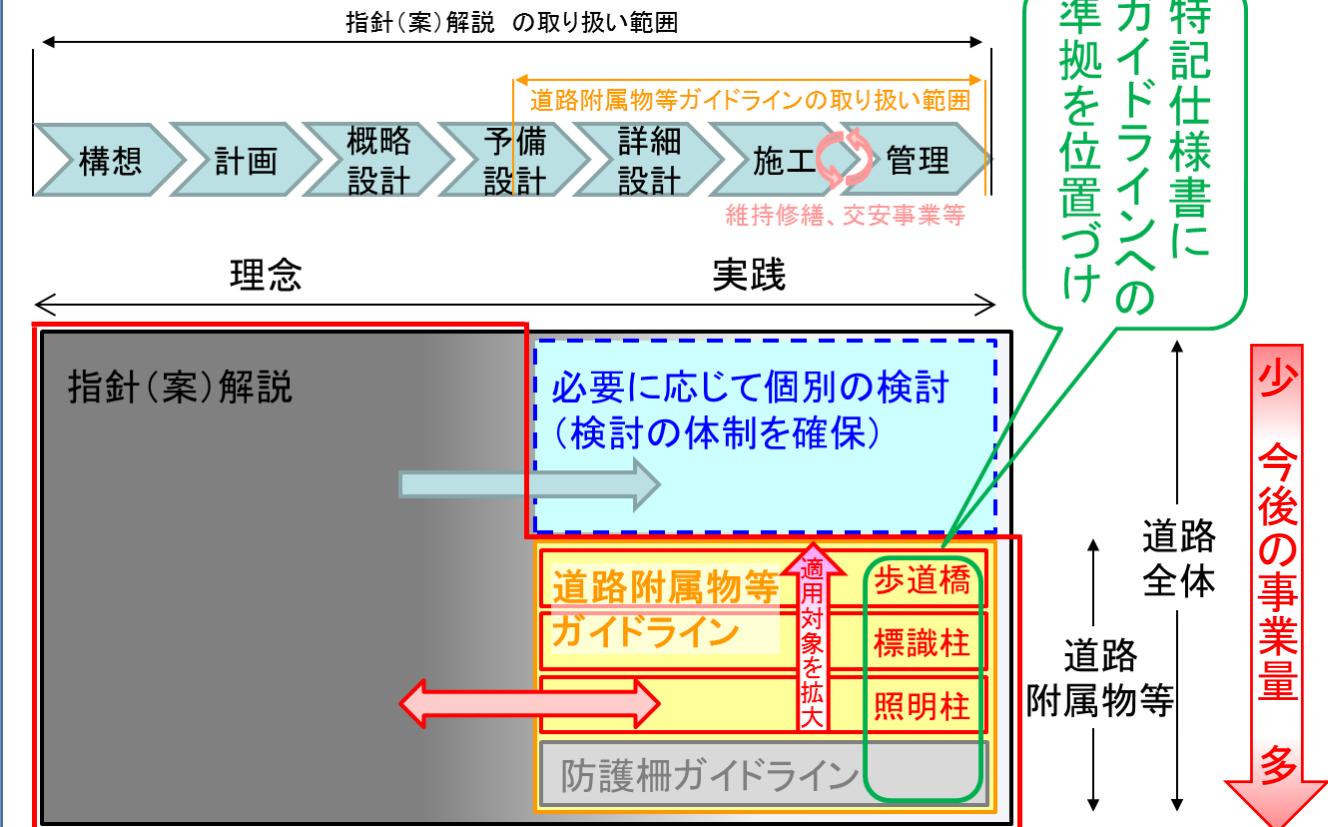
### 現在(指針(案)解説+防護柵ガイドライン)



『道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説-』  
『景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン』



### 改定後(指針(案)解説+道路附属物等ガイドライン)



### 『道路のデザイン』 -道路デザイン指針(案)とその解説-

#### 『景観に配慮した道路附属物等ガイドライン』

#### 『道路のデザインに係る参考図書』役割と使い方 (道路事業での一般的な利用方法等を示す解説書)

## 5. 主な改定概要(案)

		現在	改定後(案)
道路デザイン指針(案) 及び 道路のデザイン ～道路デザイン指針(案)とその解説～	○全ての事業に共通の考え方(理念)を記載	一部変更 ※約10年の経過を踏まえたりバイス(道路空間再構築の進展を踏まえた記載の充実等)、解りやすい表現への改定 等	
景観に配慮した道路附属物等ガイドライン 各道路附属物等に関する規定	基本理念	○代替案を含め防護柵の必要性の十分な検討 ○構造的合理性に基づいた形状 ○周辺景観との調和 ○人との親和性への配慮 等	一部変更 ※ガイドラインの適用対象拡大に伴う改定 ○道路附属物等の集約化・撤去の検討 ○地域の景観特性に応じた色彩検討と基本色の設定 ○沿道の関係主体との連携による道路景観の連続性の確保 等を追加
	防護柵	○配置や形状等、景観上の配慮事項 等を規定 ○鋼製防護柵の塗装色を3色に規定 ○アルミ、ステンレス、コンクリート製防護柵は素材そのものの色彩と規定	一部変更 ※約10年の経過を踏まえたりバイス、解りやすい表現への改定 ※基本とする色彩選定の考え方の見直し(塗装色を4色に規定) 等
	照明		○配置や照明柱及び灯具の形状等、景観上の配慮事項等を規定 ○塗装色を4色に規定 (亜鉛メッキ仕上げも可) ○夜間景観(光の色等)に関する考え方を規定
	標識柱		○照明灯との集約化等、景観上の配慮事項等を規定 ○塗装色を4色に規定 (亜鉛メッキ仕上げも可)
	歩道橋		○景観上の配慮事項等を規定 ○塗装色として「10YR系の中明度低彩度」を規定 ○記名表示のフォントの種類、文字の大きさ等を規定
	その他の 道路附属物等 (遮音壁・落下物防止柵・防雪柵・ベンチ・バス停上屋・視線誘導標・立入防止柵・道路反射鏡・舗装・路面への表示 等)		○既存事例を用いて景観上の配慮事項等を規定 ・透過性の高い構造(遮音壁・落下物防止柵) ・接合部の露出抑制(遮音壁・落下物防止柵) ・標準的な色彩を例示(視線誘導標支柱、道路反射鏡、カラー舗装等) ・占用者との調整(占用物件) 等
	その他	○暫定供用時の景観の検討、 他の道路附属物等との調和、 コストに関する考え方等を記載	一部変更 ※約10年の経過を踏まえたりバイス、解りやすい表現への改定 等
道路のデザインに係る参考図書 役割と使い方			○指針(案)解説及びガイドラインの使用方法等を簡潔に記載

## 6. 「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」の準拠基準

### (1) 道路法に基づく道路の構造に関する技術基準の制定状況

道路に関する技術基準とは		国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
○道路法に基づく、道路の構造又は道路の維持若しくは修繕に関する技術基準		
新設・改築		維持・修繕
<b>法律</b>	道路の構造の原則、道路の維持又は修繕に係る道路管理者に対する責務及び政令で定める技術基準の範囲を規定	
	第29条 道路の構造は、(略)通常の衝撃に対して安全なものであるとともに、安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならない。 第30条 高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、(略)政令で定める。	第42条 1 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つよう維持し、修繕し、(略)に努めなければならない。 2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。
<b>政省令 告示</b>	上位法令からの委任に基づき、道路が満足するべき性能や規格等を定量的又は定性的に定めた一般的技術的基準	
	設計車両 設計自動車荷重 舗装、交通安全施設、防雪施設、トンネル、橋・高架の道路 等	5年に1度の近接目視点検を基本 健全性の診断結果を4段階に分類 点検結果・診断結果を保存 等
<b>通達</b>	関係法令に基づき道路の設計、施工、点検又は記録等を行うための一般的技術的基準	
	作用する荷重の算定方法 使用材料 許容応力 設計方法 施工上の留意点 等	判定の単位 変状の種類 記録様式 等

※出典：社会资本整備審議会 道路分科会 第1回 道路技術小委員会(H26.12.17)配付資料

**解説書** 例：防護柵の設置基準・同解説(H28.12)日本道路協会 等

景観に配慮した道路附属物等ガイドライン

→上記の通達や解説書への準拠を前提に、景観配慮事項を記載

### (2) 道路附属物等ガイドラインでの準拠基準(解説書含む)

NO.	附属物等分類	基準名称	種別	年月日
1	防護柵	防護柵の設置基準	道路局通達	H16.3.31
2		防護柵の設置基準・同解説	解説書(日本道路協会)	H28.12
3		車両用防護柵標準仕様について	建設省道路局 道路環境課長通知	H11.2.16
4	照明	車両用防護柵標準仕様・同解説	解説書(日本道路協会)	H16.3.31
5		道路照明施設設置基準	都市・地域整備局、 道路局通達	H19.9
6		道路照明施設設置基準・同解説	解説書(日本道路協会)	H19.10.1
7	標識柱	LED道路・トンネル照明 導入ガイドライン(案)	ガイドライン(国土交通省大臣 官房技調査課電気通信室等)	H27.3
8		道路照明基準(JIS Z 9111)	日本工業規格	S63.3.1
9		道路標識設置基準	都市局、道路局通達	H27.3.31
10	標識柱	道路標識設置基準・同解説	解説書(日本道路協会)	S62.1.30
11		道路標識、区画線及び道路標示 に関する命令	建設省令	S35.12.17
12	歩道橋	立体横断施設技術基準	都市局、道路局通達	S53.3.22
13		立体横断施設技術基準・同解説	解説書(日本道路協会)	S54.1.20
14	視線誘導標	視線誘導標設置基準	都市局、道路局通達	S59.4.16
15		視線誘導標設置基準・同解説	解説書(日本道路協会)	S59.10.11
16	道路反射鏡	道路反射鏡設置指針	指針(日本道路協会)	S55.12.25
17		法定外表示等の設置指針について	警察庁交通局 交通規制課長通達	H26.1.28
18	舗装 (規制標示・黄色)	道路標示ペイントの黄色の統一について	警察庁交通局 交通規制課長通達	S53.6.16
19		自転車道等の設計基準	都市局、道路局通達	S49.3.5
20		自転車道等の設計基準 解説	解説書(日本道路協会)	S49.10.14
21	舗装 (自転車走行 空間)	安全で快適な自転車利用 環境創出ガイドライン	ガイドライン(国土交通省道路 局・警察庁交通局)	H28.7.19
22		視覚障害者誘導用ブロック設置指針	都市局街路課長、 道路局企画課長通達	S60.8.21
23		視覚障害者誘導用ブロック 設置指針・同解説	解説書(日本道路協会)	S60.9.15
24	舗装 (視覚障害者 誘導用ブロック)	基準移動等円滑化のために必要な 道路の構造に関する基準に定める省令	国土交通省令	H18.12.19
25		増補版 道路の移動等円滑化 整備ガイドライン	ガイドライン(国土技術研究 センター)	H23.8.10

## 7. 「道路デザイン～道路デザイン指針(案)とその解説」の改訂内容一覧

現行	改定内容
はじめに	■今回の改定の経緯等を追記。
原論編	
第1章 思想	
1 美しい道路づくりの意義と必要性	
2 美しい道路づくりとは	
(1) 地域との調和	
(2) 利用者の快適性	
(3) 姿形の洗練	
第2章 知識	■本書全体→本書全体の内容のバランスを考慮して最小限の加筆に留める。 ■具体的な記載が必要な場合は、道路附属物等ガイドラインへ盛り込む。 ■最新資料や追記部分の写真等、若干の見直しが必要だが、考え方には基本的な変化はないため、抜本的な変更は不要。
1 道路の形状特性とデザイン	
2 道路の利用特性とデザイン	
3 道路の社会特性とデザイン	
第3章 技術	
1 道路デザインの技術	
(1) 統合的な思考のために	
(2) リアリティを得るために	
(3) システムとして機能させるために	
第4章 実践のイメージ	
実践編	
指針(案)の目的	
第1章 道路デザインの目的と方向性	
1-1 道路デザインとは	
1-2 道路デザインの目的と対象	■災害復旧時の道路景観に対する配慮事項を追記。大規模な改修となるため、総合的な視点が必要。
1-3 道路デザインの方向性	■『(4)特別な景観が必要な地域』に歴史まちづくり法による重点区域等を追記。 ■歴史的価値の高い建造物や空石積み擁壁等の既存道路施設についての保全の考え方を追記。
第2章 道路デザインの進め方	
2-1 道路デザインの心得	
2-2 道路デザインの手順	
2-3 道路デザインの表現方法	
第3章 地域特性による道路デザインの留意点	
3-1 山間地域における道路デザイン	
3-1-1 自然への影響の軽減と地形の尊重	
3-1-2 地域の景観資源の活用	
3-2 丘陵・高原地域における道路デザイン	
3-3 水辺における道路デザイン	
3-4 田園地域における道路デザイン	
3-5 都市近郊地域における道路デザイン	■開発前提の内容となっているため、開発された空間が放棄されて荒廃した沿道景観が生じる場合もあることを追記。
3-6 市街地における道路デザイン	
3-6-1 道路ネットワークと道路デザイン	■道路の使われ方に変化があり、車道の歩道への転換、自転車や公共交通の優先等の事例が出ている。そうした変化を踏まえ追記。
3-6-2 道路の性格に応じたデザイン	
第4章 構想・計画時のデザイン	
4-1 道路デザイン方針の設定	■新設のニュアンスが強いため、道路空間再編等のリノベーションの内容を追記。
4-2 構想・計画時における道路デザインの重要性	
4-3 地方部の道路の計画	
4-3-1 比較ルートの検討	
4-3-2 線形計画	
4-3-3 横断計画	
4-3-4 道路構造の選択	
4-4 市街地の道路の計画	
4-4-1 地域資源・街割り・公共施設等の配置と道路の線形	
4-4-2 都市活動に対応した横断構成	
4-4-3 道路構造物の考え方	
4-4-4 道路と沿道の一体整備	■近年の事例を示し方向性を示唆。
4-5 幅員構成の再構築	■近年の幅員構成の再構築を含めリノベーション手法について、記載内容を充実。
4-6 現道拡幅の際の考え方	
4-7 他事業との連携	■近年の事例を示し方向性を示唆。
第5章 設計・施工時のデザイン	
5-1 設計・施工にあたっての基本的な考え方	■歴史的価値の高い既存道路施設や環境の保全に関する記載を追記。 ■施工後の経年変化を考慮し、施工直後だけでなく、維持管理段階を含めた検討を行うように追記。 ■設計時の景観的配慮の思想が現場の施工時に齟齬が生じる場合の対応について追記。
5-2 土工設計	
5-2-1 設計開始にあたっての留意事項	
5-2-2 のり面に対するア-ステイン	
5-2-3 擁壁・腰石積み	■空石積みについて追記。 ■化粧型枠は回避する旨、追記。
5-2-4 のり面の表面処理	■法面保護や補強土壁の整備の留意点などについて追記。
5-3 橋梁・高架橋の設計	
5-3-1 設計の基本的考え方	
5-3-2 形式選定と本体設計	■偏心ケーブル採用時の安全上の留意点、道路内・外部景観の課題等を記載し、採用時の注意を促す。 ■経済的な理由で採用されやすいT型プレテンシングやI型ポステンシングについて、現場打ち地覆コンクリートの工夫等で一定の景観上の効果があることを追記。

## 7. 「道路デザイン～道路デザイン指針(案)とその解説」の改訂内容一覧

現 行	改定内容
5-3-3 地形・植生に対する配慮	
5-3-4 都市近郊・市街地における高架橋の設計	
5-3-5 橫断歩道橋・跨道橋等の設計	
5-4 トンネル・覆道等の設計	
5-4-1 トンネルの設計	
5-4-2 挖削道路等の設計	
5-4-3 覆道の設計	
5-5 車道・歩道及び分離帯の設計	
5-5-1 車道・歩道の舗装(※新規追加)	■舗装の景観上の一般的な考え方、舗装材の選択、カラー舗装の留意点について記載。
5-5-2 歩道空間の設計	■自転車走行空間の留意点を追記。 ■一部5-5-1に移行。
5-5-3 バス停留所等の配置	■広告を取り込んで民間が設置するバス停留所を追記。
5-5-4 植樹帯の配置と植栽設計	■箱書きにグリーンインフラとしての配慮事項を追記。
5-6 ユニバーサルデザイン	■近年の動向を踏まえて基準、色彩、形状に関する留意点を追記。
5-7 交差点等の設計	
5-7-1 平面交差点の設計	
5-7-2 立体交差点等の設計	
5-8 休憩ポイントの設計	
5-9 環境施設帯の設計	
5-10 道路附属物等の設計	■既設の道路附属物等を撤去・集約する観点での景観改善への効果について追記。 ■防護柵の必要性の検討部分に代替案として植栽も含め、検討の余地があることを示す。 ■公共建築物における木材の利用の促進のための計画の策定(平成28年4月)等に関連して、地域特性等から道路附属物での木材の使用を検討するように追記。 ■照明について、光色や灯具間隔、連続性の確保等の基本的な考え方を追記。 ■準拠基準として、『道路附属物等ガイドライン』を記載。
5-10-1 交通安全施設等の設計	
5-10-2 減音壁	
5-10-3 道路占用物件	■道路占用物件に対する道路デザイン上の留意点や管理者サイドの考え方を追記。 ■準拠基準として、『道路附属物等ガイドライン』を記載。
5-11 植栽の設計	
5-11-1 植栽の景観的役割	
5-11-2 植栽形式と使用種の選定	■街路樹関係のマニュアル類から、基本的な考え方を盛り込み見直し。
5-11-3 植栽基盤と植栽空間	
5-11-4 既存樹林・樹木等の保全・活用	
5-11-5 既存道路の改築時における樹木等の取り扱い	
5-12 色彩の設計	■特別に色彩を選定する場合にも周囲の景観との調和を意識することを記載。
5-13 暫定供用を予定する道路の設計	
5-13-1 土工の考え方	■暫定供用期間の留意事項を追記。 ■暫定供用期間が特に長くなる場合の将来形を見据えた暫定整備の留意事項を補足。(例えば、長期間に渡っての残地部分への防草シートやコンクリートの敷設回避や有効活用方法(植栽や緩衝帯)、設計時点の工夫の重要性について追記)
5-13-2 道路構造物の考え方	
5-14 施工時の対応	■設計上は現れなかった現場での対応や施工の精度についての考え方を追記。(例えば、高低差のすりつけ方や舗装材の張り方等) ■施工期間中の仮設物についての配慮事項を追記。(例えば、仮囲い等。)一方で、近年様々な工夫が見られるが、過剰な装飾等の的外れのものがあるため、基本的な考え方を追記。
5-15 既存道路におけるその他の景観改善	
5-15-1 歴史的建造物等の保存	■空石積み擁壁等の既存道路施設についての保全の考え方について追記。
5-15-2 無電柱化	■平成28年12月に成立した無電柱化法の趣旨を踏まえて、内容を見直し。
第6章 管理時のデザイン	
6-1 維持管理	■経年変化への対応について追記。
6-2 景観の点検と地域との関わり	
6-3 関係者との協力体制の構築と支援	■例示として道路協力団体制度や日本風景街道について追記。
6-4 植栽管理	■管理上の留意点を補足。
第7章 道路デザインのシステム	
7-1 一貫性の確保	
7-1-1 デザイン方針の明確化	
7-1-2 検討体制の整備	
7-1-3 関係者の役割分担	
7-2 技術力の活用と向上	
7-3 デザインにかかる仕組みの確立	
7-3-1 景観法等の活用	
7-3-2 景観アセスメントの実施	■現在の指針(案)解説刊行後に通知された「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」(平成19年3月)を踏まえた見直し。 ■景観アセスでの景観検討の流れに本書を活用するように記載。
事例編	
1. 日光宇都宮道路	
2. 仙台の大通り	■道路空間の再構築の優良事例として、大手前通りを追加。
3. 福島西道路	
図版一覧	
参考文献一覧	■文献の過不足や改定状況等を踏まえて、見直し。

## 8. 「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」の改定内容

### (1) 基本理念

#### 【主な改定内容】

- 約10年の経過を踏まえたリバイス、解りやすい表現への改定
- ガイドラインの適用対象の拡大に伴う改定(防護柵のほか、照明、標識柱、歩道橋、その他の道路附属物等を追加)

#### ■景観的配慮の基本理念

1. 道路附属物等は道路景観の脇役である

更新

2. 景観と安全性を両立する

新設

3. 代替策も含め道路附属物等の必要性を十分に検討する

4. 道路附属物等の集約化・撤去を検討する

新設

5. 人との親和性に配慮する

6. 機能性・経済性に配慮する

更新

7. 地域の景観特性に応じた色彩検討と基本色の設定

新設

8. 沿道の関係主体との連携による道路景観の連続性を確保する

新設

### (2) 防護柵

#### 【主な改定内容】

- 約10年の経過を踏まえたリバイス、解りやすい表現への改定(塗装面の大小での分類等)
- 基本とする色彩選定の考え方の見直し(オフホワイトを削除し、オフグレーを追加、亜鉛メッキ仕上げも可)

#### ■色彩設定について

- ・文章での説明を表として整理し、理解し易く。
- ・塗装面の大小による色彩選択の差を明記。

表 鋼製防護柵で基本とする色彩選定の考え方

地域特性	形式	塗装面が比較的小さい 防護柵	塗装面が比較的大きい 防護柵
	・ガードパイプ形式の車両用防護柵 ・パイプで構成された歩行者自転車用柵 等		・ガードレール形式の車両用防護柵 等
共 通		地域の特性に応じた適切な色彩を選定することが基本であり、下表以外により適切な色彩があれば、その色彩を採用する。	
自然・ 田園 地 域	市街地・郊外部	・ダークグレー ・ダークブラウン ・グレーベージュ	・グレーベージュ
	樹林地 開放的で比較的明るい 色彩が基調な海岸部、田園地帯	・ダークグレー ・ダークブラウン ・ダークブラウン ・グレーベージュ	・グレーベージュ
歴史的建造物の周辺や歴史的街並みが形成されている市街地		・ダークグレー ・ダークブラウン	ガードレールは× ※ガードパイプ形式(同左)を基本とする

＜注記＞

- ・塗装面が比較的大きいガードレール形式の車両用防護柵を自動車専用道路等に設置する場合には、「亜鉛メッキ」も含めて検討する。
- ・周辺が比較的明るい色彩を基調としている地域等においては、オフグレーも候補色に加えて検討する。

表 基本とする色彩選定の考え方

基本色名称	標準マンセル値
ダークグレー(濃灰色)	10 YR 3.0/0.2
ダークブラウン(こげ茶色)	10 YR 2.0/1.0
オフグレー(薄灰色)	5 Y 7.0/0.5
グレーベージュ(薄灰茶色)	10 YR 6.0/1.0

## 8. 「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」の改定内容

### (3) 照明

項目  
新設

#### 【主な改定内容】

- 配置や照明柱及び灯具の形状等、景観上の配慮事項等を規定
- 塗装色を4色に規定（亜鉛メッキ仕上げも可）
- 夜間景観（光の色等）に関する考え方を規定

#### ■配置、形状について

- ・配置の検討は、不適切な影が路面等に落ちないよう、他の道路附属物等の配置計画と同時にを行うことを基本。
- ・グレアの影響等の形状の特徴を理解した灯具の選定。

#### ■色彩設定について

- ・照明柱は、防護柵や標識柱等と一緒に道路景観として認識されることに配慮し、基本的に防護柵と色彩の調和を図る。

表 照明柱で基本とする色彩選定の考え方

地域特性		照明柱
共 通		地域の特性に応じた適切な色彩を選定することが基本であり、下表以外により適切な色彩があれば、その色彩を採用する。
市街地・郊外部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダークグレー</li> <li>・ダークブラウン</li> <li>・グレーベージュ</li> </ul>
自然・ 田園 地域	樹林地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダークグレー</li> <li>・ダークブラウン</li> </ul>
	開放的で比較的明るい 色彩が基調な海岸部、田 園地帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダークブラウン</li> <li>・グレーベージュ</li> </ul>
歴史的建造物の周辺や歴史的街並 みが形成されている市街地		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダークグレー</li> <li>・ダークブラウン</li> </ul>
<p>＜注記＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支柱径が比較的大きい（Φ300 mm以上）柱、もしくは自動車専用道路等は、「亜鉛めっき」も含めて検討する。</li> <li>・周辺が比較的明るい色彩を基調としている地域においては、オフグレーを候補色に加えて検討する。</li> </ul>		

#### ■夜間景観について

- ・道路照明は都市の夜間景観において都市軸を示す役割を持ち、光色は都市のイメージを創出しやすいため、色温度や演色性の目安を記載。（相関色温度：2,500～5,000K、演色性：Ra60以上）

### (4) 標識柱

項目  
新設

#### 【主な改定内容】

- 照明灯との集約化等、景観上の配慮事項等を規定
- 塗装色を4色に規定（亜鉛メッキ仕上げも可）

#### ■配置、形状について

- ・最小限の設置、形態の洗練を検討し、存在感の低減を図る。
- ・異なる事業者間で共架が可能となるよう調整を図り最小限の設置に努める。

#### ■色彩設定について

- ・標識柱は、防護柵や照明柱等と一緒に道路景観として認識されることに配慮し、基本的に防護柵と色彩の調和を図る。  
ただし、塗装面が比較的大きい場合は、「亜鉛めっき仕上げ」を候補として追加。
- ・標識裏面をダークブラウンやダークグレーとすると重たい印象を与える場合があるため注意が必要と記載。

表 標識柱で基本とする色彩選定の考え方

地域特性	形 式	塗装面が比較的小さい 標識柱	塗装面が比較的大きい 標識柱
	(規制標識、警戒標識、 道路の通称名、著名地点等)	(門型、F型、T型等、支柱直径 Φ300 mm以上等)	
共 通		地域の特性に応じた適切な色彩を選定することが基本であり、下表以外により適切な色彩があれば、その色彩を採用する。	
市街地・郊外部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダークグレー</li> <li>・ダークブラウン</li> <li>・グレーベージュ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亜鉛めっき仕上げ</li> <li>・ダークグレー</li> <li>・ダークブラウン</li> </ul>
自然・ 田園 地域	樹林地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダークグレー</li> <li>・ダークブラウン</li> </ul>	・亜鉛めっき仕上げ
	開放的で比較的明るい 色彩が基調な海岸部、田 園地帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダークブラウン</li> <li>・グレーベージュ</li> </ul>	・亜鉛めっき仕上げ
歴史的建造物の周辺や歴史的街並 みが形成されている市街地		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダークグレー</li> <li>・ダークブラウン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亜鉛めっき仕上げ</li> <li>・ダークグレー</li> <li>・ダークブラウン</li> </ul>
<p>＜注記＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺が比較的明るい色彩を基調としている地域は、オフグレー（5Y7.0/0.5）を候補色に加えて検討する。</li> </ul>			

## 8. 「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」の改定内容

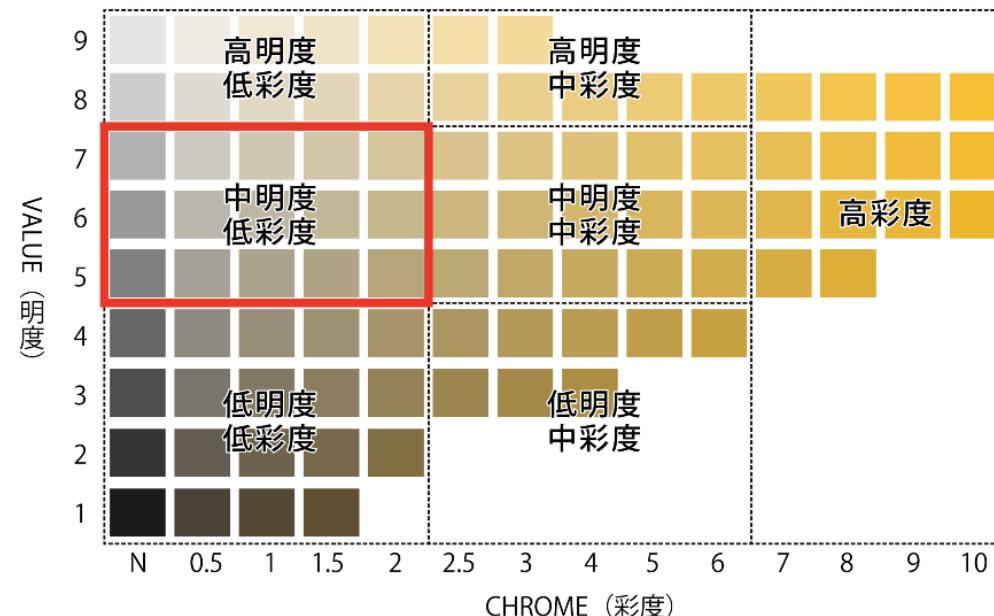
### (5) 歩道橋 項目新設

#### 【主な改定内容】

- 維持管理時の景観上の配慮事項等を規定
- 塗装色として「10YR系の中明度低彩度」を規定
- 記名表示のフォントの種類、文字の大きさ等を規定

#### ■色彩設定について

- ・歩道橋の色彩は、周辺建築物や周辺道路附属物等の色相に揃えた上で、その存在感を抑える“10YRの中明度色彩”を選定。



#### ■歩道橋の記名表示について

- ・歩道橋の記名表記では「ゴナB正体」を基本とし、欧文は、セリフの無い「ヘルベチカ」を基本。
- ・文字の色彩は、桁の「10YRの中明度低彩度」に対して文字が見やすい黒色を基本。
- ・横断歩道橋に表示する文字の大きさは、文字高300mmを基本とするが、桁高とのバランスを考慮して設定。桁高1100mm以上の場合は文字高350mmを上限に拡大。英文は和文の2/3の大きさとすることが望ましい。

■英文: ヘルベチカ

a:300mm  
0.3a: 90mm  
2a/3:200mm

**千代田区霞が関**  
**Chiyoda City Kasumigaseki**

■英文: ヘルベチカ・コンデンスド

**千代田区霞が関**  
**Chiyoda City Kasumigaseki**

### (6) その他の道路附属物等（遮音壁及び落下物防止柵） 項目新設

#### 【主な改定内容】

- 他の道路附属物との調和
- 存在感・圧迫感の軽減(透過性の高い構造等)

#### ■遮音壁について

- ・遮音壁の設置が必要な場合には、一定区間における形状の統一を図る。
- ・形状の洗練、沿道への眺めの確保、存在感・圧迫感の低減、近接する他の道路附属物等との調和、周辺景観との調和、外部景観への配慮について検討を行なうことを基本。
- ・色彩については、沿道景観との融和や近接する他の道路附属物等との調和を考慮して選定。



↑ 遮音壁と他の道路附属物等を一体的にデザインしている例

#### ■落下物防止柵について

- ・沿道に美しい風景が展開しているなど、沿道への眺めを確保すべき道路においては、形状等の工夫を行うことで、道路外への眺めを確保することが基本。
- ・遮音壁と同様、近接する他の道路附属物等との調和、外部景観への配慮を行なうことを基本。

## 8. 「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」の改定内容

### (7) その他の道路附属物等（視線誘導標支柱等）

項目  
新設

#### 【主な改定内容】

##### ○色彩の選定の考え方を例示

###### ■デリニエーターの色彩設定について

- 反射体の色彩は、白色又は橙色と規定。（視線誘導標設置基準（昭和59年4月16日、都街発第15号・道企発第16号）
- 支柱の色彩は、視線誘導標設置基準では「白色又はこれに類する色」とされており、グレーベージュ（10YR6.0/1.0程度）、オフグレー（5Y7.0/0.5程度）の採用について検討。
- 防護柵に取り付けられるタイプを使用する場合は防護柵の色彩と統一。



###### ■樹脂製視線誘導標の色彩設定について

- 設置する場所と目的を考慮し、低彩度の製品の採用の検討。
- 必要に応じて、反射テープなどで視認性を確保。（※色彩等に関する基準は無い。）



###### ■線形誘導表の色彩設定について

- 目的に応じて低彩度で防護柵のトップビームから突出しない製品を選定。
- 線形誘導標は、四角形の盤面に矢印を記したものが多い。盤面の色彩については、防護柵などの周辺の道路附属物等と同じ色彩を選定。（※色彩等に関する基準は無い。）



### (8) その他の道路附属物等（道路反射鏡）

項目  
新設

#### 【主な改定内容】

##### ○色彩の選定の考え方を例示

###### ■道路反射鏡の取付枠、フード、支柱、背面の色彩について

- 道路反射鏡の支柱等の色彩は、原則、橙色とされているが、やむを得ない場合は他の色彩を用いてよい。（道路反射鏡設置指針（公益社団法人日本道路協会）、昭和55年11月）
- 道路反射鏡の取付枠やフード等に橙色を用いる場合であっても、必要以上に目立たないように彩度の低い色彩を検討。（例えば、10YR7.0/6.0程度）
- 支柱は、周辺の道路附属物等とのバランスを踏まえ、グレーベージュ（10YR6.0/1.0程度）、オフグレー（5Y7.0/0.5程度）、亜鉛めっき仕上げ等を検討。
- 鏡面の取付枠の背面の色彩は、支柱と同色か、グレーベージュ（10YR6.0/1.0程度）、オフグレー（5Y7.0/0.5程度）、亜鉛めっき仕上げ等の必要以上に目立たない色彩を検討。



- 支柱とフードに白色を採用した道路反射鏡の例  
周辺環境との調和を目的に橙色以外の色を採用



- 支柱や鏡面の取付枠の背面に亜鉛めっきを採用している道路反射鏡の例  
周辺環境との調和を目的に橙色以外の色を採用

## 8. 「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」の改定内容

### (9) その他の道路附属物等（カラー舗装）

項目  
新設

#### 【主な改定内容】

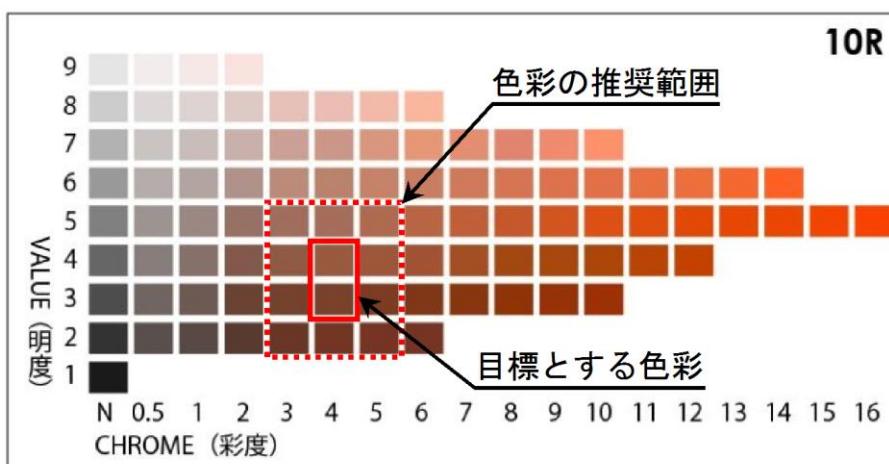
##### ○色彩の選定の考え方を例示

###### ■カラー舗装の色彩設定について

・法定外表示等の設置指針（警察庁通達）については、バスレーン関係は茶系色、自転車通行空間関係は青系色などの記載があるものの、景観保全等の観点から地元の意向等によりこれ以外の色彩を使うことを認めている。

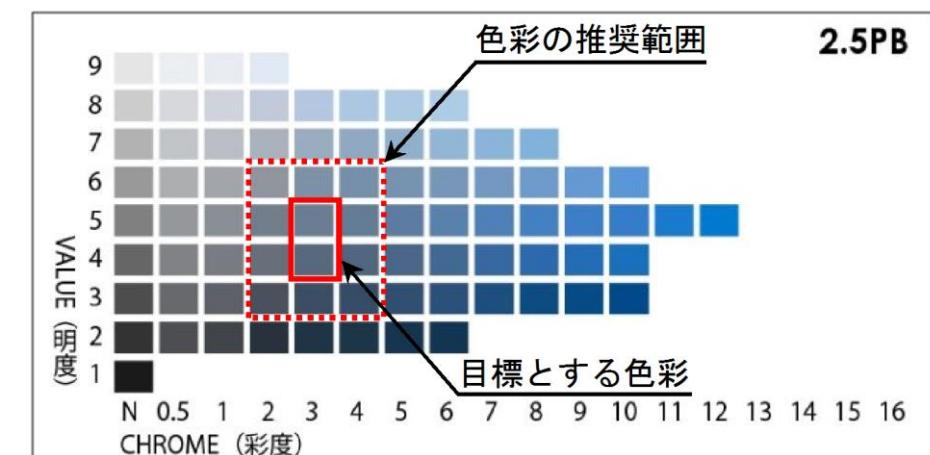
##### ○赤色系

・歩車道区分や交差点などの注意喚起に多用されるR系（赤系）の色相については、彩度は4程度まで落とし、明度は3～4程度とすると、落ち着きのある色となり、交通安全施設としての視認性を保つつつ、景観的に馴染む。  
(色相10Rの明度・彩度の選定範囲)



##### ○青色系

・自転車通行帯等に用いられるB～PB系（青系）の色相については、彩度は3程度とし、明度は4～5程度にすることにより、視認性を保つつつ落ち着いた印象となり、景観的に馴染む。  
(色相2.5PBの明度・彩度の選定範囲)



##### ○緑色系

・スクールゾーン等に用いられることが多いG系（緑系）の色相については、彩度は3程度とし、明度は3～4程度にすることにより、視認性を保つつつ落ち着いた印象となり、景観的に馴染む。  
(色相5Gの明度・彩度の選定範囲)

